

未熟児養育医療の給付制度を申請される方へ

【制度の概要】

あきる野市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた場合に医療の給付をおこなう制度です。申請により給付が決定されますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

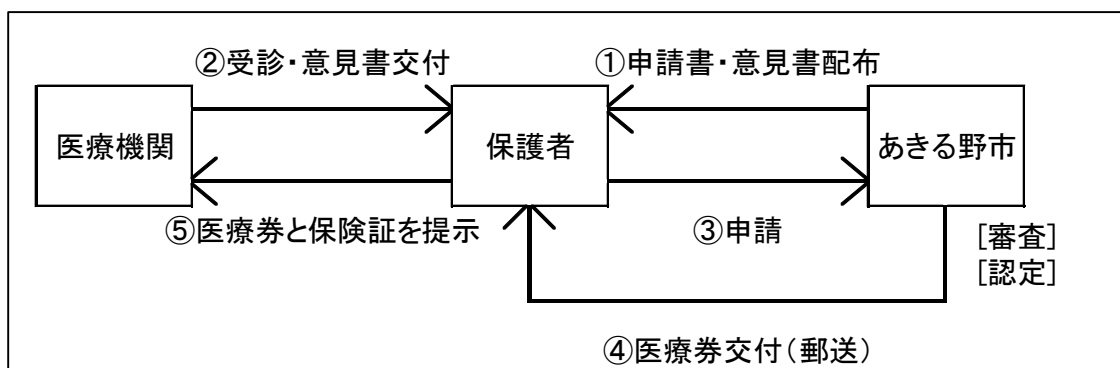
指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

【給付の対象者等について】

1 給付の対象者	医師が入院養育を必要と認め、次の(1)又は(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重 2,000 グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分 30 以下等） エ 消化器系（生後 24 時間以上排便が無い、48 時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等） *本制度は入院中の医療について給付するものです。退院後の申請は受付できません。
2 自己負担金	医療費（入院中の医療であり健康保険が適用されるもの）の自己負担額のうち、一部を所得税額等に応じて負担していただきます。 *養育医療券が送付される前に既に医療費を支払い済みの場合は、医療機関で清算してください。（あきる野市へ医療費を請求することはできません。） *あきる野市の乳幼児医療費助成（マル乳）又はひとり親家庭等医療費助成（マル親）の医療証をお持ちの方は、これらの制度を適用し、全額公費負担しますので、市に対してお支払いいただくことはありません。（委任状の提出が必要です。）
3 医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込み期間に基づき有効期間を決定します。 *入院治療のみ有効です。（退院後は使用できません。） *満 1 歳の誕生日の前日まで有効です。

【医療券交付の流れ】

申請書類をお預かりした後、審査の上、給付の決定後に医療券を郵送します。意見書の内容によっては、医療機関等への照会のためにお時間をいただく場合があります。



【必要書類について】

1 養育医療給付申請書	保護者が記入してください。
2 養育医療意見書	主治医に記入をしてもらってください。 *意見書の内容が不明確な場合、治療内容を問い合わせることがあります。
3 世帯調書	保護者が生計を一つにする全員を記入してください。
4 委任状	保護者が記入してください。 *健康保険が適用される医療費について、乳幼児医療費助成制度（マル乳）等による助成を適用し、全額公費で負担します。
5 同意書	申請の対象となるお子様と生計を一つにする全員が記入してください。 *住民情報および地方税関係情報について、本制度の診査に必要なものだけに限り確認させていただきます。
6 健康保険証	給付の対象となるお子様の健康保険証又はそのコピーをお持ちください。 *お子様の健康保険証が発行されていない場合、お子様が加入する予定の健康保険の被保険者のものをお持ちください。
7 所得を証明する書類	同意書を提出していただける場合、所得を証明する書類を省略できます。 *詳細は「所得税額証明書について」をご確認ください。
8 個人番号確認書類	申請者のマイナンバーカード、または個人番号通知カード等をお持ちください。

*窓口に行らっしゃる方の本人確認ができる書類（運転免許証等）をお持ちください。

【医療券交付後の変更等について】

事項	必要書類	備考
治療を継続する場合	① 継続協議書（医師と保護者が記入） ② 意見書（医師が記入）	医療券及び健康保険証以外の申請書類については、窓口でお渡しいたします。詳しくは健康課母子保健係までお問合せください。
転院する場合	① 申請書 ② 追加意見書（転院前の医師が記入） ③ 意見書（転院後の医師が記入）	
市内転居の場合	① 変更届	
保険証を変更した場合	② 医療券 *保険証を変更した場合は、新しい保険証を持参してください。	
市外転出の場合	① 医療券 *医療券を返還してください。転出先で再度申請する際に必要な認定審査書類等のコピーをお渡しします。	
医療券を紛失した場合	① 再交付申請書	

【問合せ先】

あきる野市二宮 350番地
あきる野市役所 健康福祉部 健康課 母子保健係
電話 042-558-5091（直通）

所得税額証明書について

未熟児養育医療の給付制度を申請される方で、住民情報及び地方税関係情報についての同意書にご同意いただける場合、これらの書類を省略することができます。

ご同意いただけない場合に限り、下記の通りに所得税額証明書をご用意ください。また、申請の時期によって所得税額証明書の年度区分や発行する自治体が異なりますので、ご注意ください。

【所得税額証明書について】

区分		必要な所得税額証明書	発行先
1	確定申告をしている方	① 税務署受付印のある確定申告書の控え（1面）又はそのコピー（コピーの場合は、あきる野市窓口で申請受付時に原本との照合を受けてください。）	
	所得税のない方	② 住民税の（非）課税証明書	あきる野市
2	確定申告をしていない方	① 源泉徴収票（電算出力ではなく、手書きの場合は、支払者印のあるもの）又はそのコピー（コピーの場合はあきる野市窓口で申請受付時に原本との照合を受けてください。）	勤務先
	所得税のない方	② 住民税の（非）課税証明書	あきる野市
3	生活保護又は中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方	生活保護受給世帯又は中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯であることの証明書。	福祉事務局

*確定申告書の控えや源泉徴収票をご用意できない場合は、住民税の（非）課税証明書を提出してください。

*住民税の（非）課税証明書をご利用の場合は、証明書を発行する前にあきる野市役所本庁舎4階の健康課窓口までお越しください。

【所得税額証明書の年度区分について】

所得税額証明書	申請月	年度区分
源泉徴収票又は確定申告書の場合	1月から6月に申請される場合	前々年のもの （平成29年1月に申請→平成27年の証明書）
	7月から12月に申請される場合	前年のもの （平成29年7月に申請→平成28年の証明書）
住民税（非）課税証明書の場合	4月から6月に申請される場合	前年度のもの （平成29年4月に申請→平成28年度の証明書）
	7月から3月に申請される場合	当該年度のもの （平成29年7月に申請→平成29年度の証明書）

*住民税（非）課税証明書については、必要な年度の1月1日時点で住民登録をしていた自治体で発行されますので、あきる野市に転入した方は注意してください。